

## 社会保険改正のご案内（全国健康保険協会保険料率変更）

### ■変更内容

平成30年3月（4月納付分）から協会けんぽの健康保険料率が改定されます。

健康保険料率は、都道府県によって異なりますので以下は東京都の保険料率で表記しています。

※詳細は、協会けんぽのホームページの平成30年度都道府県単位保険料率をご参照ください

	改正前	改正後
一般保険料率	99.1 / 1000 (49.55 / 1000)	99.0 / 1000 (49.50 / 1000)
特定保険料率	37.3 / 1000 (18.65 / 1000)	36.1 / 1000 (18.05 / 1000)
介護保険料率	16.5 / 1000 ( 8.25 / 1000)	15.7 / 1000 ( 7.85 / 1000)

※( )内は、事業主負担分と個人負担分を折半した率になります。

### ■変更の手順（当月徴収は3月給与時、翌月徴収は4月給与時）

給与初期処理までに保険料率を設定します。

[事業所情報] をクリック



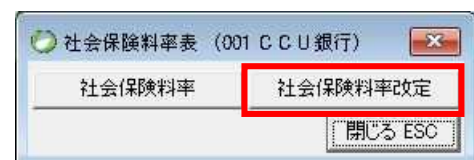
[社会保険情報] をクリック



[社会保険料率] をクリック



[社会保険料率改定] をクリック



改定年月、保険種類、保険料率を設定します。

※※注意※※

保険料率は千分率で登録します。

例) 東京都 保険料率の場合

一般保険 9.90%

特定保険 3.61%

介護保険 1.57%

<一般保険>

保険料率 99.00

事業主負担 49.50

個人負担 49.50

<特定保険>

保険料率 36.10

事業主負担 18.05

個人負担 18.05

<介護保険>

保険料率 15.70

事業主負担 7.85

個人負担 7.85

改定年月	保険種類	保険料率	事業主負担分	被保険者負担分	金額
2018/03	01:一般保険	99.000	49.500	49.500	
2018/03	02:特定保険	36.10000	18.05000	18.05000	
2018/03	03:介護保険	15.700	7.850	7.850	

※料率は千分率で入力して下さい  
2018/04 の[月例給与計算 - 初期処理]で更新されます。

当月徴収の場合は、3月給与初期処理時に、翌月徴収の場合は、4月給与初期処理時に、確認画面が表示されます。

対象	コード	事業所	開始日	重複開始日	案件設定
<input checked="" type="checkbox"/>	001	CCU銀行	206		<input checked="" type="checkbox"/>

確認  
社会保険料率表の更新月です。料率表を更新します。  
(001: CCU銀行)

OK キャンセル

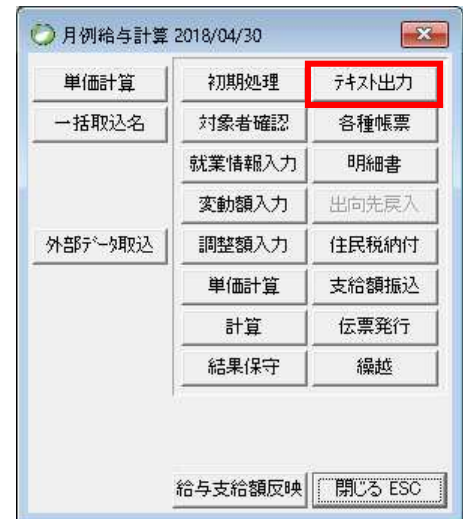
■確認方法（当月徴収は3月給与時、翌月徴収は4月給与時）

[月例給与計算] - [テキスト出力] - [実績比較]

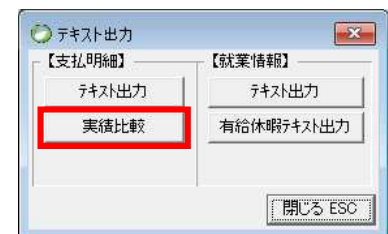
[月例給与計算] をクリック



[テキスト出力] をクリック



[実績比較] をクリック



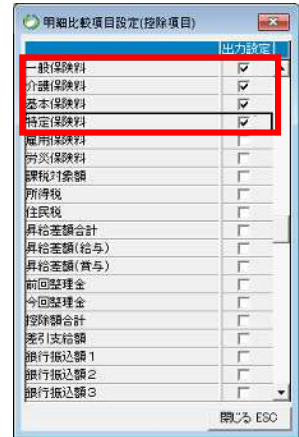
[控除項目] をクリック



比較対象の項目

- ・ 一般保険料
- ・ 介護保険料
- ・ 基本保険料
- ・ 特定保険料

にチェックをつけます。



[OK] をクリック



ファイル名をつけて [開く] をクリック



- (明細) の列 今月の社会保険料
- (実績) の列 前月の社会保険料
- の列 現在と累積の差異

